（前のページより続き）
○独立行政法人農業者年金基金法附則第十九条第三項の規定により読み替えられた同法第十条第一項第三号の厚生労働大臣及び農林水産大臣の指定する者を指定する等の件の一部を改正する件（**厚生労働・農林水産**二）　五三
○平成十四年六月二十一日農林水産省告示第千百八十四号等の一部を改正する等の告示（**農林水産**八六四）　五四
○肥料の登録の有効期間を更新した件（**同**八六五）
○種苗法第十三条第一項の規定に基づき品種登録出願を公表する件（**同**八六六）
○出願公表後に名称変更がなされた件（**同**八六七）　六〇
○貨物輸送事業者に行わせる貨物の輸送に係るエネルギーの使用量の算定の方法を定めた件の一部を改正する件（**経済産業**六四）　六二
○都市計画に関する件（**東北地方整備局**七一～七三）
○都市計画に関する件（**関東地方整備局**八三～九〇）　六三
○道路に関する件（**同**九一）
○道路に関する件（**北陸地方整備局**三五～三九）
○土地収用法の規定に基づき事業の認定をした件（**四国地方整備局**四七）　六四
○都市計画に関する件（**九州地方整備局**四九）
○道路に関する件（**北海道開発局**一二八）　六五

〔**官庁報告**〕

官庁事項

平成二十八年度輸入食品監視指導計画の公表について（厚生労働省）　六五

〔**公　告**〕

諸事項

官庁
日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法第7条第2項に基づく使用の認定関係
裁判所
破産、免責、再生関係
特殊法人等
独立行政法人統計センター、独立行政法人国立文化財機構出品預証書紛失に伴う証書の無効、独立行政法人交通安全環境研究所平成二十六事業年度財務諸表、特定計量器型式承認、弁理士登録・特定侵害訴訟代理業務の付記、厚生年金基金解散・清算人就任関係　一三五
地方公共団体
行旅死亡人関係　一三七
会社その他　一三七
会社決算公告　一三九

府　令

○内閣府令第十六号

保険業法（平成七年法律第百五号）第百三十条第一号及び第二百七十一条の二十八の二第一号の規定に基づき、保険業法施行規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

平成二十八年三月二十八日　　内閣総理大臣　安倍　晋三

保険業法施行規則の一部を改正する内閣府令

保険業法施行規則（平成八年大蔵省令第五号）の一部を次のように改正する。

第一条の二第一項中「第一条の五第一項において」を「以下」に改める。

第二十四条の十一第二号中「デリバティブ取引をいう」の下に「。以下同じ」を加える。

第三十条第一項第三号中「その他有価証券評価差額金」の下に「（純資産の部に計上されるその他有価証券の評価差額をいう。以下同じ。）」を加え、同項第四号中「繰延ヘッジ損益」の下に「（ヘッジ対象に係る損益が認識されるまで繰り延べられるヘッジ手段に係る損益又は時価評価差額をいう。以下同じ。）」を加え、同項第五号中「土地再評価差額金」の下に「（土地の再評価に関する法律（平成十年法律第三十四号）第七条第二項に規定する再評価差額金をいう。次項第六号において同じ。）」を加える。　一三五　一三七

第八十六条第一項中「税効果会計」の下に「（貸借対照表に計上されている資産及び負債の金額と課税所得の計算の結果算定された資産及び負債の金額との間に差異がある場合において、当該差異に係る法人税等（法人税その他利益又は剰余に関連する金額を課税標準として課される租税をいう。以下この項及び次条第一項において同じ。）の金額を適切に期間配分することにより、法人税等を控除する前の当期純利益又は当期純剰余の金額と法人税等の金額を合理的に対応させるための会計処理をいう。第五号において同じ。）」を加え、同項第五号を次のように改める。　一三八　一三三　一三四

五　保険会社が有するその他有価証券については、貸借対照表に計上した次に掲げる額であって税効果会計適用前のものの合計額に金融庁長官が定める率を乗じた額

イ　その他有価証券評価差額金の科目に計上した額

ロ　繰延ヘッジ損益の科目に計上した額（ヘッジ対象に係る評価差額が貸借対照表のその他有価証券評価差額金の科目に計上されている場合におけるものに限る。）

第八十六条の二第一項中「繰延税金資産」の下に「（税効果会計（連結貸借対照表に計上されている資産及び負債の金額と課税所得の計算の結果算定された資産及び負債の金額との間に差異がある場合において、当該差異に係る法人税等の金額を適切に期間配分することにより、法人税等を控除する前の当期純利益又は当期純剰余の金額と法人税等の金額を合理的に対応させるための会計処理をいう。第六号において同じ。）の適用により資産として計上される金額をいう。）」を加え、同項第六号を次のように改める。

六　保険会社及びその子会社等が有するその他有価証券については、連結貸借対照表に計上した次に掲げる額であって税効果会計適用前のものの合計額に金融庁長官が定める率を乗じた額

イ　その他有価証券評価差額金の科目に計上した額

ロ　繰延ヘッジ損益の科目に計上した額（ヘッジ対象に係る評価差額が連結貸借対照表のその他有価証券評価差額金の科目に計上されている場合におけるものに限る。）